

前橋市告示第 640 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別記調書のとおり本市区域内の町区域の変更及び字区域を廃止するので告示します。

なお、この町区域の変更及び字区域の廃止の効力は、上細井土地改良区による上細井土地改良事業の地区内に係る土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項に規定する換地処分公告があった日の翌日から生じます。

平成 23 年 12 月 26 日

前橋市長 高 木 政 夫



調 書

町	字	地 番
富士見町 時 沢	上 福	942の3の一部、949の2の一部、952の一部、 963の一部
小神明町	観 音 堂	24の1、39の1

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）並びに勝沢町字大門302の1に隣接する水路である国有地の全部、小神明町字富士塚3の1に隣接する水路である国有地の全部及び小神明町字富士塚10の1、11、14の1に隣接する水路である国有地の全部を上細井町に変更し、これらの区域内の字を廃止する。

町	字	地 番
上細井町	田 ノ 口	1の1、1の2、2の1、2の2、3、4、5の3、 8の1から8の3まで、9の1、9の2、10の1、 10の2、11の1、11の2、12、13、 14の1、14の2、15、16、17の1、 17の2、18の1、18の2、19、20の1、 20の2、21の1、21の2、23の1、23の2
	東田ノ口	24の1、24の2、25の1、25の2、26の1、 26の2、27の1、27の2、28の1、28の2、 29の1、29の2、31の2、32の1、32の2、 33の1から33の3まで、34の1、34の2、 35、36の1、36の2、37の1、37の2、 38、39の1、40、47の2、47の4
	西田ノ口	48の1から48の3まで、49の1、49の3、 50から52まで、53の1、53の2、 54から56まで、57の1、57の2、58の1、 58の2、59の1、59の2、60、61の1、 62の1、63から65まで、 66の1から66の5まで、67の1、69の1、 69の3、70の1、70の3、71の1、71の2、

	72の1、72の5、73の1から73の3まで、 74の1、74の2、75、76、 77の1から77の3まで、79から84まで、 85の1、86の1、87、88の1、88の2、 89の1、90の1、92、94、95の1、 95の2
南田ノ口	96の1、98の1、99、100の1、101の1、 110の2、110の4、112の1、
東、丑、子	364の2、366の3、369、370、 371の1、372の1、373、乙374、 374の1、374の2、375、376の1、 376の2、377、378、379の1、383、 385の1、385の2、386、387、 388の1、388の2、389の1、389の2、 390の1から390の3まで、391、392、 395から398まで、 399の1から399の3まで、400、 401の1から401の5まで、 402から404まで
丑子塚	407の1、408、409、410の1、 410の2、411、412、413の1、414、 415、416の1、416の2、417の1、 417の2、418の1、418の2、419の1、 419の2、420の1、421、 422の1から422の3まで、423の1、 424の1、425、426の1、427の1、 427の3、428の1、428の3、429、 430、432の1、433から435まで、 436の1、436の2、437、 439から441まで
定 福	442から444まで、446から448まで、 449の1、449の2、450から453まで、 454の1、455、457から463まで 464の1、464の2、465、 466から469まで、470の1、471、

		472の1、472の2、473、 474の1から474の4まで、476の1、 476の2、477、478
	五十嵐	479から484まで、 485の1から485の3まで、486の1、 486の2、487、488の1、488の3、 489、490の1、490の2、491の1、 491の2、491の5、492の1、494の1、 495の1、495の2、496の1、496の2、 497の1、497の3、498の1、499の1、 503の1、503の3、504の1、505の1、 506の1から506の4まで、506の6、 507から510まで、511の1、515の1、 515の3、516から521まで
	丑子谷	522、523、524の1から524の3まで、 525から530まで、531の1、531の2、 532、533の1、533の2、534の1、 538の1、539、540、541の1、 541の2、542、554、555、556の1、 557の1、558の1、558の3、559、 560の1、560の3から560の6まで、 561の1、561の2、 563の1から563の3まで
富士見町 時 沢	上 福	942の2、942の3の一部、943、944の1、 947、948、949の1、949の2の一部、 950の1、951、952の一部、953、 957の1、957の7、958、962、 963の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）内の字を廃止する。

平成23年9月15日調査